

議案第61号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高度衛生管理整備事業による鮮魚市場の衛生環境の整備に伴い、市場施設の使用料の額を改める必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）の項及び西卸売場棟使用料の部卸売業者売場使用料の項中「460円」を「465円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。